

令和5年度女性就労支援事業実施業務要求水準書

1 業務名

令和5年度女性就労支援事業実施業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

地域経済を支える人材の確保・育成を目指し、出産や育児等で離職した者や就労経験のない女性に対し、ビジネスマナー、履歴書の書き方、キャリア形成等に関する研修及び就労支援を実施し、女性の活躍の推進に積極的に取り組んでいるなど、女性が就労を継続しやすい企業で正社員として就職することにつなげることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

4 業務の内容

下記に記載する研修及び就労支援を企画し、実施する。

(1) 研修及び就労支援の実施計画について

受託者は、次の事項を盛り込んだ実施計画書を作成し、契約後速やかに市に提出すること。

ア 事業の参加者（対象者）は、本市及び播磨圏域連携中枢都市圏での一般就労を希望している女性とする。

イ 事業の実施時期は、委託期間内で参加者が集まりやすく、企業とのマッチングが円滑に行うことのできる最も有効な時期を検討の上、受託者において設定すること。

ウ 実施会場は、姫路市内であって参加者の交通の便を配慮した場所（姫路駅から徒歩15分圏内）が望ましい。）とし、受託者が確保すること。

エ 参加者を「正社員を目指すコース」と「就労を目指すコース（パート、契約社員、派遣社員などを含む）」の2つのコースに分け、異なる研修及び就労支援を実施すること。ただし、市と協議の上、研修の一部を共通して実施することもできる。

オ 参加者数の目標値は各コースにつき10名以上とすること。各コースの名称も提案事項とする。

カ 研修は、各コースに応じたビジネスマナー、履歴書の書き方、キャリア形成に関するセミナー等に加え、実習、企業見学、職場体験等（以下「外部研修」という。）を受託者の提案により適宜盛り込み、実施すること。

キ 研修の日数や1日当たりの時間数については、委託期間内で参加者が参加しやすく、最も効果的に研修を行うことができるよう、研修計画を検討の上、受託者において設定すること。

ク 研修参加時間（外部研修への参加時間は含まない。）は少なくとも1名当たり16時間以上とし、参加者の能力により研修内容や時間を調整すること。

ケ 外部研修は、「正社員を目指すコース」については1名当たり1日以上とすること。「就労を

目指すコース」については、日数の条件は設けないため、適宜調整して実施すること。

コ 合同企業面接会、個別面接会等、参加者と企業のマッチングイベントを企画し、実施すること。内容については、受託者の提案による。ただし、「就労を目指すコース」においては、企業見学等の外部研修後にただちに採用が決まるなど、場合によってはマッチングイベントを実施しなくともよい。

サ 参加者に適した、女性が就労継続しやすい企業を調査開拓し、参加者の就労を支援すること。具体的な企業開拓方法、就労支援の方法・期間等については、受託者の提案による。

シ 本事業に参加する企業等については、地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に登録することを条件とする。

ス マッチングにより、採用となった参加者に対する定着支援を行うこと。非正規での採用になった者についても同様とする。具体的な支援内容・方法については、受託者の提案による。

セ 広報に活用するため、分かりやすく親しまれやすい事業名称(愛称・通称)を提案すること。

(2) 参加者の募集、広報及び決定について

ア 本業務を効果的に周知するため、広報媒体については、新聞、雑誌、機関誌、ダイレクトメール、SNS等新たな電子媒体を活用する等、受託者の提案により行う。

イ チラシ、ポスター等の印刷物の作成や新聞折込広告等を行う場合は、当該印刷物及び広告等に「姫路市委託事業」及び「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」の文言を付すこと。また、作成や広告等を行う前に具体的な内容について市に報告し、承認を得ること。

ウ 地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」のトップ画面に掲載するバナー(形式:SVGファイル、サイズ:167.5mm×107mm(比率が同じであれば別サイズでも可))を作成すること。

エ 広報ひめじに記事の掲載を行う場合は、下記の表を参考に、掲載内容期間に事業の申込締切日が含まれる発行日の原稿締め切り日の1週間前までに市に報告すること。

	発行日	掲載内容期間	原稿締め切り日
2023年10月号	9月15日	10月10日～11月9日	8月8日(火)
11月号	10月15日	11月10日～12月9日	9月6日(水)
12月号	11月15日	12月10日～2024年1月9日	10月6日(金)
2024年1月号	12月15日	1月10日～2月9日	11月8日(水)
2月号	2024年1月15日	2月10日～3月9日	12月7日(木)

オ 参加の申込みは、受託者が受け付けるものとし、申込締切日後、市に対し直ちに申込者の報告を行うこと。

カ 参加申込者が募集人数を超える見込みとなったときは、市と協議の上、募集の打ち切り、参加者の選考等の措置を取ること。参加申込者が募集人数を下回る見込みとなったときは、市と協議の上、募集人数増加に向けた対策を講じること。

(3) 研修及び就労支援の運営について

(1)の実施計画に基づき研修及び就労支援を実施すること。

ア 事業実施の際に託児を希望する参加者に対しては、保育所や託児施設等と提携し、一日預か

りやキッズスペース設置等のサービスを受託者の負担で提供すること。

イ 事業の参加費は無料とし、職場体験への参加1時間につき、960円（兵庫県最低賃金を下回った場合は、兵庫県最低賃金と同額とする。）の就労支援金を受託者から参加者に対して支払うこと。ただし、労働に対する対価として支払うものとし、単なる企業見学のような場合は支払わないものとする。その他支払方法等詳細については、協議によるものとする。

ウ 外部研修中の参加者や、キッズスペース預りの乳幼児等に事故等が生じた場合に対応する保険に加入すること。

エ アンケート調査票を作成し、受託者において、参加者全員に配布の上、記入を促し、回収し、集計する。アンケートの調査内容は、市と協議の上決定する。

(4) 市への報告等について

ア 受託者は、事業の実施状況について、毎月市に報告すること。

イ 受託者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を2部作成し、事業完了時に市に提出すること。

(ア) 申込者数及び参加者数

(イ) 事業の実施状況

(ウ) 委託業務の実施期間及び終了期日

(エ) 委託業務における事業費及び人件費

(オ) アンケート結果

(カ) 研修で使用したテキスト・レジュメ等

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、事業の状況を把握するため市が必要と認める事項

(5) その他

ア 「正社員を目指すコース」において、就職者数は目標値（8名）とする。8名を上回る場合は、実績加算額を支払う（委託契約を変更する）。「就労を目指すコース」においては、就職者数の目標値を任意で設定すること。

イ 受託者は、参加者が就職した企業から利益（紹介手数料や常用雇用移行時の報酬等）を得ることはできない。

ウ 委託料の支払い方法は、原則、業務完了後の後払いとする。

エ 事業に係る会計書類等は、5年間保管し、市の求めに応じて提供すること。

オ 受託者は、事業を行うに当たり、障害者から相応の配慮を求める意思の表明があった場合には、可能な限り対応すること。

カ 募集期間中の応募者等に関するものを含め、参加者の個人情報の取扱いについては、十分に注意すること。また、本業務において知り得た事項、その他業務の内容等を市の承諾なく第三者に公表してはならない。

キ 著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、受託者の責任において処理すること。

ク 受託者が、事業に基づき作成したものにかかる著作権は、原則、市に無償で譲渡するものとする。

ケ 要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。